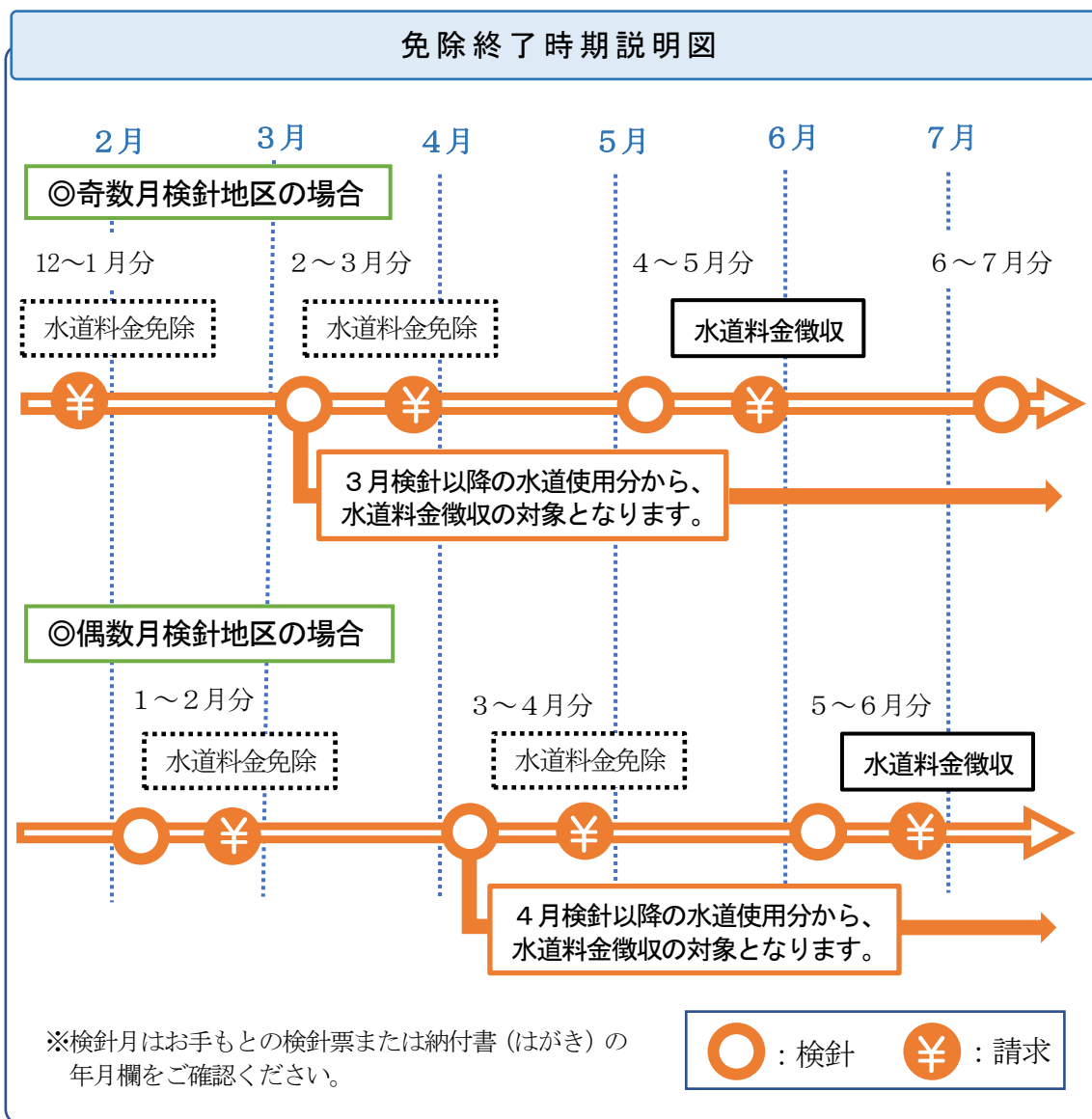


## 新型コロナウイルス感染症対策として実施していた「水道料金の免除」が終了します。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民及び事業者の経済的支援を目的に実施しておりました「水道料金の免除」は、令和3年3月検針分、4月検針分をもちまして終了いたします。



### お問い合わせ

小野市水道お客様センター

電話番号：0794-63-1012

受付時間：平日の8時30分から18時15分まで

## Q&A

**問1** 水道料金の徴収が再開される時期はいつからですか。また、いつの時点の水道使用分から水道料金の徴収対象となるのですか。

**答1** 水道料金の徴収が再開される時期及び水道料金徴収再開の対象となる水道使用時期は、下表のとおりです。

**検針が奇数月前半の方は、3月検針（3月1日～10日頃）以降の水道使用分から水道料金の対象となりますのでご注意ください。**

検針月	水道料金徴収再開の対象となる水道使用の時期	水道料金の徴収が再開される時期	納付書納付期限（口座振替日）
奇数月前半	3月検針（3月1日～10日頃）以降の水道使用分から水道料金徴収の対象となります。	5月検針分～	5月27日
奇数月後半	3月検針（3月10日～20日頃）以降の水道使用分から水道料金徴収の対象となります。	5月検針分～	6月15日
偶数月前半	4月検針（4月1日～10日頃）以降の水道使用分から水道料金徴収の対象となります。	6月検針分～	6月28日
偶数月後半	4月検針（4月10日～20日頃）以降の水道使用分から水道料金徴収の対象となります。	6月検針分～	7月15日

**問2** 新型コロナウイルス感染症の影響が完全に収まっていないのに、水道料金の徴収を再開するのはどうしてですか。

**答2** 小野市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、全国に先駆け、一般家庭の水道料金無料化を含む水道料金の免除を令和2年5月請求分から1年間にわたり実施してきました。その間の**影響額は、消費税込みで約6.6億円、消費税を除く給水収益（水道料金）は、約6億円の減収**となる見込みです。この額は、年間の給水収益（水道料金）の約55%に相当する額で、令和2年度の水道事業会計は赤字決算となります。一方、市民の皆様には安全、安心な水道水を供給するため、河合浄水場整備工事をはじめとする施設整備、また、「ひょうご小野産業団地」に誘致する企業へ安定した水道水を供給するための工事等に多額の費用が必要となります。こうしたことを踏まえ、これ以上の水道料金免除は困難と判断しました。市民の皆様にはご理解をお願いいたします。

**問3** 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少し、水道料金の支払うのが困難な状況にあります。支払時期を遅らせてもらえませんか。

**答3** 新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現在の状況を踏まえ、**一時的に水道料金の支払が困難なお客様に対しては水道料金の支払を猶予する措置**を設け柔軟に対応するようにしています。小野市水道お客様センターまでご相談ください。